

事業概況

(平成20年度)

岡地株式会社

(平成21年7月発行)

【はじめに】

本書は、平成21年3月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成21年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員 の 状況」 当社の役員 の 氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「従業員 の 状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」
内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」
当社の平成20年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」
当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」
当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{リスク額} (*)} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という。)第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額(「市場リスク」という。)と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額(「取引先リスク」という。)とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{資本金額}} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額} (*)} \times 100$$

(*「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額} (*)} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期的に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名 岡地株式会社
 代表者名 代表取締役社長 岡地 和道
 所在地 愛知県名古屋市中区栄三丁目7番29号
 電話番号 052-261-3311 (代)

② 会社の沿革

年月	概要
昭和26年 2月	愛知県名古屋市中区下園町(現：中区錦)に岡地貞一商店を設立し、名古屋繊維(現：中部大阪商品)取引所商品仲買人(現：商品取引員)として事業を開始。
昭和27年 5月	岡地貞一商店を岡地株式会社に改組、資本金6百万円。 豊橋出張所(現：豊橋支店)設置
昭和28年 4月	本店を愛知県名古屋市中区南伊勢町(現：中区栄)に移転
昭和31年 5月	資本金を1千万円に増資
8月	名古屋穀物商品(現：中部大阪商品)取引所に商品仲買人として加入
昭和34年 4月	東京営業所(現：東京支店)設置
5月	東京繊維商品(現：東京工業品)取引所加入
昭和35年 2月	大阪営業所(現：大阪支店)設置
6月	大阪三品(現：中部大阪商品)取引所仲買人日比野商店を買収、大阪三品取引所加入
12月	神戸生糸(現：関西商品)取引所加入
昭和36年 1月	横浜営業所(現：横浜支店)設置
2月	本社旧社屋落成。 横浜生糸(現：東京穀物商品)取引所に加入
8月	大阪三品及び大阪化繊(現：中部大阪商品)取引所商品仲買人である日笠商店を買収、大阪化繊取引所に加入。
昭和37年 8月	資本金を5千万円に増資
昭和38年10月	東京穀物商品取引所加入
昭和39年 6月 ～8月	豊橋乾繭(現：中部大阪商品)、大阪砂糖(現：関西商品)各取引所加入
昭和40年 1月 ～3月	神戸ゴム(現：中部大阪商品)、大阪穀物(現：関西商品)、前橋乾繭(現：東京穀物商品)、各取引所加入
昭和41年 4月	東京砂糖(現：東京穀物商品)取引所に加入
昭和42年 9月	資本金を1億円に増資
昭和44年 6月	シドニー脂付羊毛先物取引所加入
昭和46年 1月	昭和42年の法改正による登録制から許可制への移行に伴い、農林大臣(現：農林水産大臣)及び通商産業大臣(現：経済産業大臣)から商品取引員の許可を取得
6月	東京ゴム(現：東京工業品)取引所に加入
昭和46年12月	千葉出張所(現：千葉支店)設置
昭和48年 4月	本社新社屋落成(現：本社ビル)
昭和51年 2月	資本金を5億円に増資
昭和54年 8月	昭和50年の法改正による商品取引員の許可更新制度の導入に伴い、商品取引員の許可を更新(以後4年毎に更新)

年 月	概 要
昭和55年 8月	100%子会社OKACHI (HONG KONG) CO., LTDを設立し、香港商品取引所会員を取得。現地金融先物取引への顧客の開拓を開始
昭和56年 5月	資本金を8億円に増資
7月	100%子会社OKACHI (MALAYSIA) SDN. BHD. (マレーシア)を設立し、Kuala Lumpur Commodity Exchange会員を取得。現地商品取引への顧客の開拓を開始
昭和57年 3月	東京金(現：東京工業品)取引所に加入
昭和58年 1月	関門(現：関西)商品取引所に加入
3月	東京支店新社屋落成、札幌、福岡、高松各支店設置
昭和59年 5月	資本金を8億8千万円に増資
昭和60年 3月	仙台支店設置
昭和62年 3月	大阪支店新社屋落成
4月	100%海外子会社OKACHI INVESTMENT (HONG KONG) CO., LTD. (香港)を設立し、香港証券取引所会員を取得。現地証券取引への顧客の開拓を開始
平成 3年 8月	平成2年の法改正による第一種・第二種の区分許可制の導入に伴い、第一種商品取引受託業者として許可を更新(以後6年毎に更新)
平成 4年 7月	資本金を10億円に増資
10月	「商品投資に係る事業の規制に関する法律」に基づき、農林水産大臣、通商産業大臣(現：経済産業大臣)、及び大蔵大臣(現管轄は金融庁長官)から商品投資販売業の許可を取得
平成 9年11月	100%子会社OKACHI (MALAYSIA) SDN. BHD. (マレーシア)の資本金をM\$285万に増資
平成10年 5月	海外先物取引取次ぎ業務を開始
平成12年 8月	外国為替取引業を開始
平成15年11月	日本橋支店設置
平成16年10月	インターネット商品先物取引開始
平成18年 5月	金融先物取引業者として登録
平成19年 9月	金融商品取引業者として登録

(注) 昭和59年以前の増資に関しては一部省略して標記しています。

③ 会社の目的

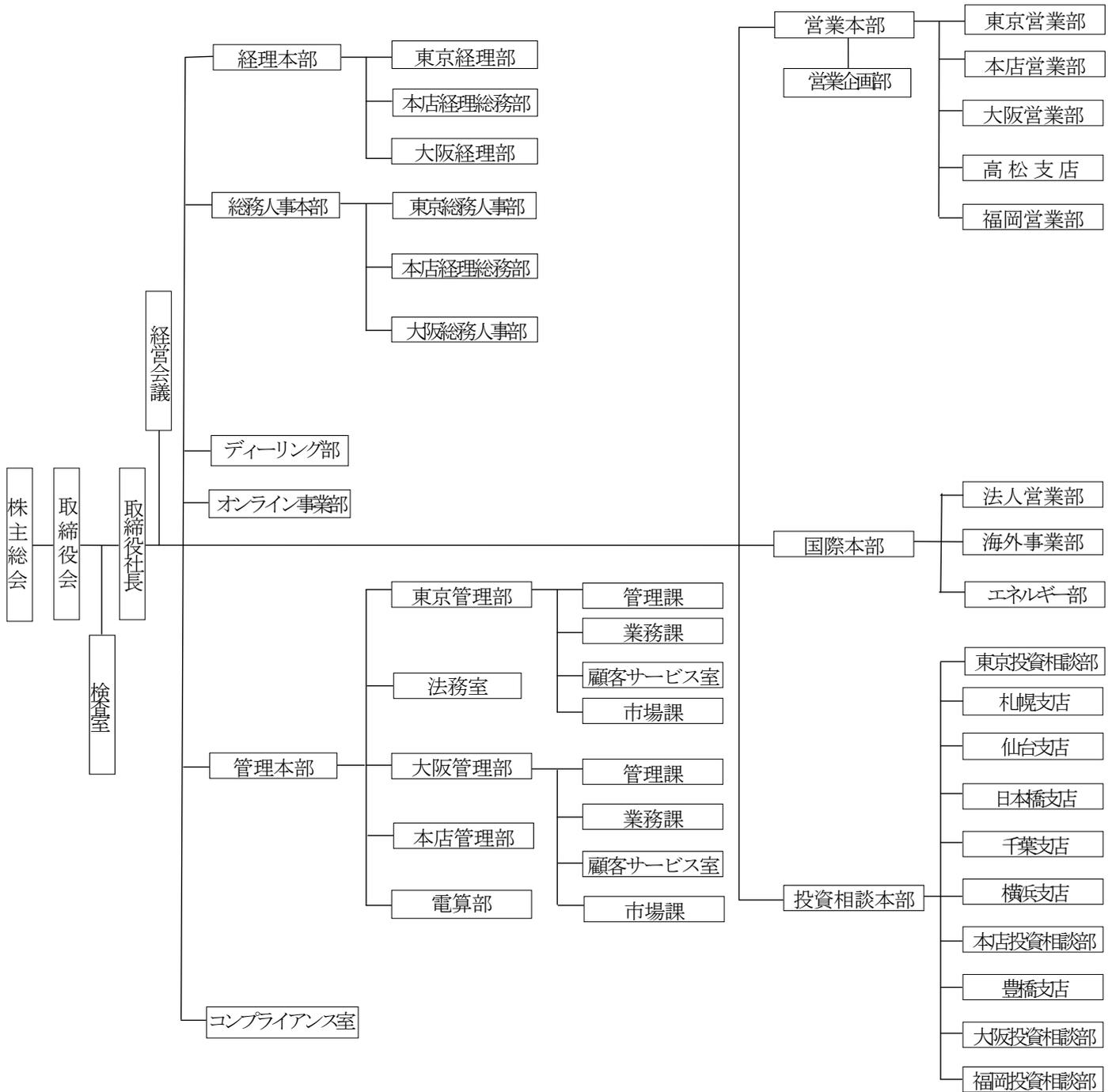
1. 綿糸、毛糸、砂糖、農産物、生糸、乾繭、ゴム等の売買
2. 貴金属、パラジウム、銅、錫、アルミニウム、ニッケル、鉄鋼等の売買
3. 木材、パルプ、合板等の林産物の売買
4. 鶏卵、牛肉、豚肉等の畜産物の売買
5. ガソリン、灯油、原油、軽油、重油、天然ガス等の鉱物資源の売買
6. えび、魚、魚介類等の水産物及び海産物の売買
7. オプション取引、指数先物取引、その他商品取引所に上場される金融先物取引
8. 前各号に掲げる商品等の国内、国外における先物取引、売買の取次、もしくは代理、又は委託先物取引業務、及びその輸出入業務
9. 金融商品取引業
10. 外国為替取引業
11. 前各号に附帯する一切の業務

(注) 上記のうち 線部分の業務は、現在行なっておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織の概要は、次のとおりです。（平成21年3月31日現在）



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

許可番号：「農林水産省指令16総合第1870号」、「平成17・03・16商第1号」

(平成21年3月31日現在)

取引所名	市場名										上場品目名	
	農産物	農指数	砂糖	畜産物	水産物	繭糸	貴金属	ゴム	ゴム指数	石油		アルミ
東京工業品取引所							○					金、金ミニ、銀、白金、白金ミニ パラジウム、金オプション
								○				RSS3号
										○		ガソリン、灯油、軽油、原油
											○	アルミニウム
中部大阪商品取引所				○								鶏卵
										○		ガソリン、灯油、軽油
											○	鉄スクラップ
								○				RSS3号、TSR20
									○			天然ゴム指数
東京穀物商品取引所	○											一般大豆、Non-GMO大豆、とうも ろこし、小豆、コーヒー、一般大豆オ プション、とうもろこしオプション、 生糸
			○									粗糖、精糖、粗糖オプション
												米国産大豆、米国産大豆、小豆、とう もろこし
関西商品取引所	○											コーン75指数、コーヒー指数
		○										精糖、粗糖、粗糖オプション
			○									冷凍えび
					○							

(注) ○は受託業務を行っております。尚、取次業務は行っておりません。

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

イ. 海外先物取引取次ぎ業務

商品取引所法第196条第1項及び同法施行規則第83条第1項の規定に基づき、兼業業務（海外先物取引取次ぎ業務）の届出をし、標記業務を行っております。

ロ. 金融商品取引業（第一種、第二種）

金融商品取引法第29条の規定に基づき、東海財務局長の登録を受けております。
登録番号：東海財務局長（金商）第25号

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	愛知県名古屋市中区栄三丁目7番29号	052-261-3311
札幌支店	北海道札幌市中央区南一条西六丁目4番19	011-281-0551
仙台支店	宮城県仙台市青葉区中央一丁目6番27号	022-261-0201
東京支店	東京都中央区日本橋小網町12番5号	03-3667-7511
日本橋支店	東京都中央区日本橋人形町一丁目11番2号	03-5847-0171
千葉支店	千葉県千葉市中央区富士見一丁目1番1号	043-227-4504
横浜支店	神奈川県横浜市中区尾上町六丁目86番地1	045-651-0781
豊橋支店	愛知県豊橋市駅前大通三丁目51番地	0532-53-6131
大阪支店	大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目2番15号	06-6282-3911
高松支店	香川県高松市兵庫町11番地6	087-826-2211
福岡支店	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目1番9号	092-481-0841

⑥ 財務の概要 (決算年月：平成21年3月期)

(a) 資本金	1,000,000千円
(b) 純資産額 *1	12,893,963千円
(c) 総資産額	32,047,889千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	4,295,616千円 (3,340,277千円)
(e) 経常利益	△15,126千円
(f) 当期純利益	△406,186千円

*1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 1,801,400株 (平成21年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であります。

⑧ 主要株主名（上位10名）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
		千株	%
岡地ホールディングス株式会社	名古屋市中区栄三丁目7番29号	1,061	58.9
カネサン株式会社	名古屋市中区栄三丁目7番26号	187	10.4
岡地証券株式会社	名古屋市中区栄三丁目7番26号	88	4.9
岡地和道		68	3.8
岡地持株会	名古屋市中区栄三丁目7番29号	50	2.8
有限会社東洋興産	名古屋市中区栄三丁目7番26号	38	2.1
岡地順二郎		38	2.1
岡地喜三郎		38	2.1
岡地修一		34	1.9
岡地晃嗣		24	1.3
計		1,626	90.3

※所有株式数の千株未満は切り捨てております。

※個人株主の住所については個人情報保護の観点から非公開としております。

⑨ 役員状況

役名及び職名	氏名 生年月日	所有株式数
代表取締役社長	岡地和道 昭和37年1月13日	株 68,770
常務取締役 (営業本部長)	岡地修一 昭和38年9月27日	34,374
常務取締役 (国際本部長)	井上成也 昭和27年3月7日	—
常務取締役 (管理本部長)	宇佐美敏雄 昭和22年10月11日	—
取締役 (投資相談部担当)	横関勉 昭和27年10月15日	—
取締役 (経理本部長)	松尾八潮 昭和30年3月22日	—
取締役 (内部統制担当)	森隆禧 昭和12年3月17日	—

役名及び 職名	氏名 生年月日	所有 株式数
取締役 (非常勤)	岡地 晃 嗣 昭和35年 7月 1日	24,374
監査役 (常勤)	二村 眞 弘 昭和15年 4月21日	290
監査役 (非常勤)	岡地 典 子 昭和 8年 9月 6日	-
監査役 (非常勤)	加藤 勝 彦 昭和18年12月 8日	-
計	11名	127,808

- (注) 1. 取締役森隆禧、監査役二村眞弘は6月26日付にて退任しております
2. 監査役加藤勝彦は会社法第2条第61号に定める社外監査役であります。

⑩ 従業員の状況

	総 計	男 女 別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	377人	317人	60人	258人	119人
平均年齢	42.0才	44.5才	28.7才	44.7才	36.1才
平均勤続年数	9.2年	9.9年	5.7年	8.4年	11.0年
外務員数	291人	288人	3人	256人	35人

(注) 従業員数は就業人員数により記載しております。

2. 営業の状況

① 営業方針

イ. 経営理念

当社は、「顧客と共に明るく和して豊かさを」という経営理念の下、商品先物取引の持つ、公正な価格の形成、プライスリスクのヘッジ機能、資産運用手段の提供等を通じて、国際競争が激化する中で、国民経済の円滑な発展に寄与しながら、顧客資産の保護・育成を支援することを責務と心得ます。

ロ. 社員の教育方針

先物取引という高度な経済行為に携わるに相応しい知識と能力を身につけさせると同時に、社会人としての良識ある行動も学び、社員一人一人がコンプライアンスを徹底しつつお客様のニーズに的確かつ迅速に対応できるよう、自ら考え行動できる社員の育成・指導をしております。

ハ. 受託業務活動の基本姿勢

取引に関する判断は委託者の意志を尊重しながら、お客様の知識や経験、あるいは資力を逸脱せぬようアドバイスを行っております。特に経験の浅いお客様には、委託者保護の自主規制ルールを設け細心の注意を払っております。また、お客様の状況把握を複眼的に行うために、管理部顧客サービス室を設置し、営業担当者以外の社員が最低でも二回以上は接触を持つように努めております。

また、商品先物取引に対する理解を深めて頂けるように普段から啓蒙にも努めております。

② 当社及び当業界を取巻く環境

当事業年度におけるわが国経済は、米大手証券会社の破綻をきっかけに世界に波及した金融危機が、百年に一度といわれる歴史的な世界規模の景気後退へとつながり、深刻な影響を受けました。円高と海外需要の急減から輸出企業を中心に大幅な生産調整と雇用情勢の悪化を引き起こし、日銀は政策金利を引き下げ、政府は定額給付金の給付など景気対策を講じましたが、即効性を欠き、わが国経済もマイナス成長へと陥りました。

当業界におきましては、このような厳しい経済状況の影響から投資マインドが後退、依然として市場の収縮傾向が続いております。特に9月のリーマン・ショック以降は、世界的に商品需要の減退が強まり、下落基調が鮮明となったこともあり、平成20年度の国内市場全体の総出来高は、前年比34.8%減の4,631万枚（オプションを含む）と5期連続で前年度を割り込みました。市場別にみますと、主力であります農産物市場が前年比64.1%減の627万枚、石油市場が前年比53.2%減の756万枚と大幅な落ち込みとなりました。

③ 営業の経過及び成果

当期における当社の収益と売買高の内訳は下記の一覧表のとおりです。

(1) 受取手数料

(単位:千円)

商品市場名	期別	第59期	
		自 平成20年4月 1日	至 平成21年3月31日
商品先物取引	農産物市場	835,146	
	貴金属市場	1,236,686	
	アルミニウム市場	759	
	石油市場	613,718	
	ゴム市場	545,717	
	ニッケル市場	0	
	砂糖市場	45,990	
	水産物市場	21	
	畜産物市場	905	
	鉄スクラップ市場	3	
	小計		3,278,950
オプション取引	貴金属市場	0	
	砂糖市場	0	
小計		0	
指数取引	天然ゴム指数市場	8,720	
	農産物・飼料指数市場	0	
小計		8,720	
外国為替取引		52,606	
合計		3,340,277	

(注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(2) 売買高

(単位:枚)

商品市場名	期別	第59期		
		自 平成20年4月 1日		
		至 平成21年3月31日		
	委託	自己	合計	
農産物市場	722,914	266,141	989,055	
農産物・飼料指数市場	0	0	0	
砂糖市場	42,656	22,772	65,428	
畜産物市場	636	6	642	
水産物市場	43	0	43	
貴金属市場	406,074	421,289	827,363	
ゴム市場	950,330	294,939	1,245,269	
天然ゴム指数市場	11,058	646	11,704	
アルミニウム市場	539	2	541	
ニッケル市場	1	0	1	
石油市場	851,393	363,947	1,215,340	
鉄スクラップ市場	8	0	8	
合計	2,985,652	1,369,742	4,355,394	

(注) 受渡しによる決済数量は含まれておりません。

(3) 売買損益

(単位：千円)

商品市場名	期別	第59期	
		自平成20年4月1日	至平成21年3月31日
商品先物取引	農産物市場		228,465
	貴金属市場	△	26,807
	アルミニウム市場	△	20
	石油市場		382,137
	ゴム市場		179,484
	ニッケル市場		0
	砂糖市場	△	84,820
	水産物市場		0
	畜産物市場	△	22
	天然ゴム指数市場		17,170
	農産物・飼料指数市場		0
	鉄スクラップ市場		0
海外先物取引			0
合計			695,587

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
2. 損益計算書には、上記売買損益の他に評価益等が含まれております。
3. 消費税等は含まれておりません。
4. 千円未満は切り捨てて表示しております。

業界を取り巻く厳しい状況の中、顧客ニーズに応じた営業サービスの充実を図り、顧客資産の拡大に取り組んでまいりましたが、国内商品市況の低迷と市場の流動性の低下の影響が大きく、外国為替取引を含めた預かり資産は、169億18百万円（前年比29.6%減）、委託の売買高は、298万2千枚（前年比33.8%減）となり、その結果、外国為替取引を含めた受取委託手数料合計は、33億40百万円（前年比38.7%減）経常利益は、△15百万円（前期は642百万円の利益）当期純利益は、今後の収支を保守的に見直し、繰延税金資産を全額取り崩した結果、△4億6百万円（前期は476百万円の利益）と減収減益になりました。

④ 対処すべき課題

当社の主たる事業である商品先物取引業におきましては、国内市場全体の総出来高が5年連続で減少するなど市場規模の縮小に歯止めがかからず、事業環境の悪化から廃業や合併等が相次ぎました。このような厳しい環境の下、当社におきましては、事業環境の変化を踏まえ、以下の方針で事業活動を行ってまいります。最重要課題としまして、委託者保護と法令遵守を徹底すべく、コンプライアンス研修等を通じ、役職員の法令遵守に対する知識の向上と意識改革に注力し、質の高い情報・サービスの拡充を図り、顧客満足度の高い営業活動を行ってまいります。特に、法人及び国際部門におきましては、マーケットのプロ化やグローバル化の進展が予想される中、当社のノウハウや優位性を生かし、現物業者や商社、ファンド等の受注拡大に取り組んでまいります。

加えて、業務全般の効率化を推進するとともに、経費の削減などコスト管理を徹底してまいります。

当社は、以上の課題に適切に対処することにより、健全性を保ちながら、効率的かつ安定的な経営基盤の強化と企業価値の向上に努めてまいります。

⑤ 受託業務管理規則

(目 的)

第1条 この規則は、健全性の原則に基づき商品先物取引を委託する者（以下「委託者」という）からの取引受託及び委託の勧誘に際し、ルールへの遵守と委託者の主体性を尊重した適正な業務の遂行と委託者の保護育成を図るために、受託業務の運営および管理について必要な事項を定める。

(管理体制)

- 第2条 当社は、以下の管理組織を制定し、受託業務の適正なる運営とその責任の所在を明確にする。
- 2 受託業務に係る総括管理および第9条に定める管理担当班の職務の統括調整を総括管理責任者が行うものとし、その補佐のため副総括管理責任者を置くものとする。
 - 3 管理本部を東京支店に設置し、全店を統括する。東京支店管理部を統括母店、大阪支店管理部を準母店とし、各々が統括するその他の本支店ごとに管理担当者を設置し、責任者は母店管理部長・次長とする。
 - 4 管理担当班の構成および責任者は、つぎのとおりとする。
 - (1) 総括管理責任者は取締役管理本部長とし、副総括管理責任者は東京支店管理部長とする。
 - (2) 東京支店（統括母店） 管理部長他数名 顧客サービス室 2名以上
 - (3) 大阪支店（準母店） 管理部次長他数名 顧客サービス室 1名以上
 - (4) 東京支店（統括母店）の統括支店は横浜・千葉・日本橋・仙台・札幌の各支店とする。
大阪支店（準母店）の統括支店は豊橋・本店・高松・福岡の各本支店とする。
 - (5) 統括母店および準母店以外の本支店には、各々1名以上の管理担当者を置くものとする。
 - 5 (1) 副総括管理責任者（東京支店管理部長）は、総括管理責任者の不在の時は第2条2項に定める職務を代行するものとする。

ただし、第3条第3項の審査及び第8条第3項に係る審査を代行したときは、速やかに総括管理責任者に報告しなければならない。

 - (2) 母店（東京・大阪）管理部長・次長は、母店管理部が統括する各本支店の管理担当者が行う職務を統括調整するものとする。
 - 6 統括母店および準母店の管理部は、営業部責任者と定期的に接触を保って、受託業務における問題点等の改善、対応措置を検討し実施するものとする。
 - 7 母店管理部は、委託者との間にトラブルが生じた場合、当該営業部責任者および管理担当班と協力してその対応を迅速にして解決を図るものとする。
 - 8 委託者からの取引等に係る疑義、相談等については、管理部（顧客サービス室）を窓口として早期解決に努めるものとする。
 - 9 総括管理責任者は、社内管理措置の遂行状況、遵守状況について取締役会に報告し、改善を要すると認められる事項がある場合には、取締役会の決議を経て具体的改善措置を講ずるものとする。

(商品先物取引不適格者の参入防止)

- 第3条 当社は次の各号の一に該当する者を商品先物取引不適格者と規定し、これらの者に対しては、商品先物取引の勧誘および受託を行わないこととする。
- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者および認知障害の認められる者。
 - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
 - (3) 破産者で復権を得ない者。
 - (4) 商品先物取引をするために借入れをしている者、又は借入れをしようとする者。
 - (5) 元本欠損又は元本を上回る欠損が生ずるおそれのある取引をしたくない者。
 - (6) その他商品先物取引を行う適格性に欠けると認められる者。

- 2 当社は次の各号の一に該当する者については、原則として不相当と認められる勧誘及び受託の対象者として、当該者への勧誘および受託は行わないこととする。
- ただし、次項による場合は、その限りではない。
- (1) 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という。）の収入が収入全体の過半を占めている者。
 - (2) 一定（年間500万円）以上の収入を有しない者。
 - (3) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする者。
 - (4) 年齢75歳以上の高齢者。
- 3 前項の原則として不相当な勧誘及び受託の対象者について第1号の例外の要件を満たしており、第2号及び第3号の手続きを経たときは当該者への勧誘及び受託ができるものとする。
- (1) 次の事項を満たしていると認められる具体的な申告があること。
 - ① 前項第1号及び第2号については、投資可能資金額の裏付けとなる資産を有しており、それを証明するものがあること。
 - ② 前項第3号については、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有しており、それを証明するものがあること。
 - ③ 前項第4号については、顧客が申告した投資可能資金額が損失をしても老後の生活には支障のない範囲で設定されていること。また、直近の3年以内に延べ90日以上にわたり商品先物取引、金融商品、有価証券等の先物取引、株式の信用取引、及び外国為替証拠金取引等、商品先物取引を行うのにふさわしい十分な投資経験を有すると認められること及び商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していること、並びにこれらを証明するものがあること。
 - (2) 顧客本人より、自らが適合性原則に照らして原則として不相当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、第1号の例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨、自書による書面の申告があること。
 - (3) 第1号及び第2号により審査し、総括管理責任者を最終審査者として勧誘及び受託の適否を判断する。
 - (4) 上記の審査結果については審査日、審査過程、最終審査者及びその適否の判断根拠を含めて取引終了後3年間保存するものとする。
- 4 前項各号に該当しない者であっても、管理担当班の責任者がその者の資金力、理解度等からみて商品先物取引を行なう適格性に欠けると認められる者に対しては取引の勧誘を行わないこととする。また75歳未満の者であっても、70歳以上の高齢者については、商品先物取引の仕組み、リスク等を十分理解していること、投資可能資金額が老後の生活も考慮した額に設定されているか等を含めて、厳格に審査するものとする。
- 5 取引期間中に新たに不適格者（これと同等の取扱いを要する者を含む。）に該当することが判明した場合は、速やかに委託者にその旨を通知し、新たな建玉を受託しないものとする。

（勧誘の際の説明義務）

第4条 商品先物取引の委託を勧誘するに当たっては、受託契約準則と事前交付書面（商品先物取引—委託のガイド）を交付し、それらを用いて次の事項について説明を行ない、理解を確認するとともに、顧客の責任と判断において取引を行うことについて顧客に十分な自覚を促したうえで参加を求めることとする。なお、理解の確認については、まず、(1)を説明し、理解の確認を書面にて行い、その後(2)のその他の事項について説明し、その理解の確認を書面にて行うものとする。

(1) 商品先物取引の危険性（商品先物取引～委託のガイド～の2頁「太枠内」）について

- ① 先物取引は証拠金取引であるため、取引の対象である総取引金額（約定値段等に取り単位の倍率と取引数量を乗じて得た額）は、取引に際して預託すべき証拠金の10～30倍程度となること。

- ② 商品先物市場の価格変動が予測に反して推移した場合には損失が発生する可能性があり、価格変動の幅が小さくても総取引金額では大きな額の変動となるため、その変動の幅によっては損失が預託した証拠金を上回るおそれがあること。

(2) その他の事項

- ① 取引証拠金等の制度、その種類、額及び発生のしくみ等に関する事項。
- ② 委託手数料の制度、その額及び徴収時期等に関する事項。
- ③ 商品取引員の禁止行為に関する事項。
- ④ その他「商品先物取引—委託のガイド」に記載されている事項。

- (3) 上記の説明及び理解の確認書面は、取引終了後3年間保存するものとする。

(取引意思の確認)

第5条 委託者の取引意思の確認は次により行うものとする。

- 2 約諾書の差入れに先立って口座開設申込書の差入れを受けるものとする。
- 3 売買注文を受けた際には、受注日時、受注内容（委託者が指示した事項）等について録音等または外務員日誌に記載するものとする。

(口座開設申込書の徴収及び適格性審査)

第6条 不適格者の参入を防止するとともに、適格性の高い委託者の参加拡大を目指すため、顧客情報を的確に把握するための書面（口座開設申込書）を顧客に差入れを受けた上、当該営業部責任者の所見等を記載し、それに基づく顧客カードを作成するものとする。

- 2 口座開設申込書は、次の事項について顧客に記入を求めるものとする。また、これら記載事項に変更があったときは、その都度更新し、適切に管理するものとする。

- (1) 氏名、性別、年齢、生年月日、住所
- (2) 家族構成
- (3) 職業、役職、勤務先名、勤務先住所
- (4) 年収（年収および年金等の収入がある場合はその金額）
- (5) 流動資産（預貯金、株券、債券等）
- (6) 投資可能資金額
- (7) 商品先物取引の経験の有無（取引会社名、取引期間、投下資金額）
- (8) 金融先物取引の経験の有無（取引会社名、取引期間、投下資金額）
- (9) 証券取引等の経験の有無（現物、信用、先物、取引期間、投下資金額）
- (10) 外国為替証拠金取引の経験の有無（取引会社名、取引期間、投下資金額）
- (11) 受託契約を締結する目的
- (12) その他、当社が必要と認めた事項

- 3 前項第6号の投資可能資金額については、年収、資産、年齢等を考慮し、損失を被っても生活に支障のない範囲で設定するものであること及び売買において損失が発生した場合はその額を減額するものであることを顧客に分かりやすく説明した上で申告を受けるものとする。

- 4 当社は、商品先物取引不適格者の参入を防止するため、口座開設申込書ならびに顧客カードによる顧客の申告により顧客の適格性の審査を厳正に行うものとし、当該審査を終えるまでは顧客から約諾書の差入れ、取引証拠金等の預託、取引の注文は受けてはならない。また審査の結果、適格性を有しないと認められたときは、直ちにその勧誘を中止するものとする。

- 5 顧客の適格性の審査は、取引参加の意思、知識、経験、資金力、判断力、受託契約を締結する目的、自己責任を問うことが出来るもの等を勘案して判断を行なうものとし、その最終審査者は副総括責任者又は管理担当責任者とする。

- 6 第4項及び第5項の審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び判断根拠も含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

(顧客カード等の整備)

第7条 当社は、管理本部(統括母店)および準母店の統括する各本支店ごとに商品先物取引を行おうとする顧客について、次に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、家族構成、住所および連絡先
- (2) 職業、会社名、所属部署名、役職名および勤務先住所
- (3) 資産(流動資産)、収入の状況(年収および年金等の収入がある場合はその金額)および投資可能資金額
- (4) 商品先物取引および証券取引、金融先物、外国為替証拠金取引の経験の有無
- (5) 受託契約を締結する目的
- (6) その他、当社が必要と認めた事項

2 顧客カードは、担当外務員等が口座開設申込書に基づいて所要の事項を記載し、所要の事項に変更がある場合にはその都度更新し、適切に管理するものとする。

3 顧客カードおよび口座開設申込書は、東京支店(統括母店)・大阪支店(準母店)を除く本支店では当該本支店分を各本支店長が、大阪支店(準母店)では、統括する豊橋・本店・高松・福岡の各本支店分と当該支店分を準母店の管理部次長が、また東京支店(統括母店)では、全店分を管理本部が保管するものとする。

(未経験委託者等に係る管理措置)

第8条 当社は、自社又は他の商品取引員において商品先物取引を直近の3年以内に延べ90日以上取引経験を有しない者については未経験委託者として取り扱うものとする。

2 未経験委託者に対しては、最初取引を行う日から3ヶ月を経過する日までを保護期間として設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 商品先物取引の仕組み、損失リスク等について分かりやすく説明してその理解を求め、取引は顧客自身の責任と判断により行うものであることの自覚を促す等、十分な配慮を持って対応するものとし、必要に応じて各支店管理担当者、顧客サービス室が面談の上顧客の質問に応じる等、その理解の促進に努めるものとする。
- (2) 保護期間内における取引数量は、建玉時に預託する取引等証拠金等の額が口座開設申込書により顧客が申告した投資可能資金額の3分の1の額に相当する数量に制限するものとする。ただし、その額には取引開始後に発生する追証拠金、臨時増証拠金、定時増証拠金等は含まない。

3 前項第2号の制限について、当該未経験委託者本人がこれを超える取引を希望する場合には、当該委託者が、そのためには本人が商品先物取引に習熟していることが必要であること及び当社において未経験委託者を保護するために取引数量を制限する措置を設けていることを理解しているとともに、自らその要件を満たすことについて確認している旨の自書による申出書を受けた上で、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できるものがあり、これらの内容について総括管理責任者が審査し、これを承認したときは、前項第2号の規定にかかわらず制限取引数量を超えて受託することができる。

4 前項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存するものとする。

5 未経験委託者の保護期間内における投資可能資金額を超える勧誘及び受託は原則として禁止する。ただし、当該委託者が同期間内に投資可能資金額の増額変更を希望した場合には、第3条第3項の手続きにより審査し、承認を得るものとする。

(管理担当班の職務)

第9条 管理担当班の職務は次のとおりとする。

- (1) 「顧客カード」「口座開設申込書」及び顧客の理解状況の精査による顧客の適格性審査ならびに勧誘の適否の判定。
- (2) 「顧客カード」の整備および顧客管理への活用。

- (3) 確認書、申出書等の記録、整備。
- (4) 適格性の審査および取引数量の抑制等の判断。
- (5) 委託者の取引状況を総合管理表等によって常時精査し、必要に応じて営業責任者および営業担当者に指導を行い適切な委託者管理を行うものとする。
- (6) 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導および遵守状況の監視ならびに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置。
- (7) 登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導。
- (8) 委託者からの苦情・紛争に対する適切な対応。
- (9) 過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入予防措置。
- (10) 委託者の参入に当たっては、原則として事前に未経験者、経験者を問わず顧客サービス室および管理担当者が当該委託者に対し、面談または架電により、取引の仕組み、損失リスク等の説明および取引当事者であることの確認を行ない、また取引開始後1ヶ月半前後に再度面談または架電により、取引状況の確認、取引理解度の再確認等を行ない、精査表を作成するなど、商品先物取引に必要な知識の啓蒙活動ならびに委託者の理解度を向上させるために必要な措置およびその記録。
- (11) 不正資金の流入に関し、委託者の入金状況等審査し、その流入防止に努めること。
- (12) その他、委託者の保護育成に必要なと認められる事項。

(不当勧誘規制等)

第10条 当社は、勧誘に先立って、顧客に対して、当社の商号、登録外務員の氏名及びこれから行おうとする勧誘が商品先物取引についての勧誘である旨告げた上で、顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認するものとし、これら告知及び意思確認の記録を作成して、取引終了後3年間保存するものとする。

2 前項の勧誘時の意思確認において、顧客が委託を行わない旨又は勧誘を受けることを希望しない旨の意思を明確に表示した顧客に対して勧誘を行わないものとし、これら勧誘及び委託を拒否した顧客の氏名、住所、電話番号についてFAX等で本支店等会社内に周知徹底するとともに、顧客の電話番号を登録し電話発信規制を行い、それに対する再勧誘が起きないように防止措置を講ずるものとする。

3 当社は、次の各号に掲げる迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘は行わないものとする。

ただし、顧客による事前の具体的な指示又は承諾に基づく場合はその限りではない。

その場合は外務員日誌にその旨を記載するものとする。

- (1) 早朝や深夜等で迷惑を覚えさせる時間帯（朝7時30分前及び夜20時以降）での電話又は訪問による勧誘。
- (2) 顧客の意思に反する長時間（2時間位）にわたる勧誘。
- (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘。
- (4) 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法による勧誘。

(不正資金の流入防止措置)

第11条 当社は以下に規定する者からの受託に当たっては不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 銀行、郵便局、信用金庫、信用組合、証券会社、生保、損保会社、その他金融機関に従事する財務担当者
- (2) 国、地方公共団体（農業、漁業の協同組合）その他、公益機関の財務担当者
- (3) 民間企業等における財務担当者

2 受託の条件および制限等の説明

(1) 前項に規定する委託者からの取引を受託するに当たっては投資可能資金額並びに自己資金の範囲内で取引をする旨の書面の差入れを受けること。

(2) 調査の開始の時期

当該委託者の1回の入金が1,000万円を超えるものがあつたとき、又は実質入金額の合

計が2,000万円を超える入金があったとき、当該委託者の資金について調査を開始する。

(3) 調査項目および調査記録の作成、保存

当該委託者の預託金の推移、建玉推移、損益勘定金の累計および精算状況、値洗差損益金の推移を日々調査し記録する。

尚、調査記録は管理担当者が作成し委託者ごとにファイルして10年保存する。

3 調査のための体制の整備と受託の制限

(1) 調査は管理部門（管理担当班等）が当たるものとし、営業部はこれに協力するものとする。ただし、調査が困難と判断したときは興信所その他外部調査機関に委託する等資金調査に必要な措置を講ずるものとする。

(2) 調査においては当該委託者からの預託金は自己資金であること、投下資金の今後の見込額、および自己資金であることの申出書および、証明書類等の提出又は提示を求めるものとする。

この場合、当該委託者が当該証明書類等を提出又は提示をしない時は、その後の追加の預託を受けないものとする。

(3) 当該調査結果は全社においてこれを尊重し、営業部は今後当該委託者に対して勧誘し、当該委託者から受託をしないものとする。ただし、仕切に係る申出は受託し迅速に対応すること。

※ 一定の基準金額以内での預託で受託を制限した結果、必要証拠金額に不足金が発生した場合は、建玉の縮減により措置することを求めることとし、これに応じない場合は所定の通知を行い、強制措置を実施するものとする。

4 不正資金の流入が判明したときの措置

当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託があることが判明したときは、その後の入金は不正資金の入金の有無に係わらず受託しないものとし、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、取引が決済されたときは速やかに精算するものとする。

(委託者との入出金に係る管理措置)

第12条 当社は委託者との間の現金による入出金は、原則として口座振込み又は店頭受渡しにより行うものとする。ただし、やむを得ず店舗外での現金の受渡しを行う必要がある場合には、総括管理責任者が委託者ごとにその必要性等について審査を行い、承認を得るものとする。

2 取引証拠金等を現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した当社発行の証拠金預り証の交付と同時に行うものとする。

3 外務員と委託者の間での現金入出金があった場合には、管理担当者又は支店長等が当該委託者に対し、入出金の金額、日時、受渡し場所、担当外務員の氏名等について確認するものとする。

(その他の管理措置)

第13条 トラブル発生防止の為に統括母店管理部は、準母店管理部と必要に応じて協議し、統括営業部門と受託業務状況ならびに問題点について、適正な業務の遂行に努めるようミーティングを行い、総括管理責任者、副総括管理責任者に報告すること。

2 顧客サービス室又は管理担当班を主体として、受託前後において面談または架電を実施し、精査表に記録するとともに録音等を行い、不適格者の参入防止およびトラブルの発生防止に努めること。

(自己玉)

第14条 会社が自らの利益のための他、委託者の建玉処理を円滑に行うこととし、自己玉の取引を行なう部署は、主としてディーリング部が行うものとする。

2 自己玉の建玉状況については常時ディーリング担任取締役に報告するものとする。

(広告等)

第15条 「広告等に関する管理規則」を定め、適用するものとする。

(受託業務における禁止行為)

第16条 商品先物取引の委託の勧誘および受託にあたっては、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則および日本商品先物取引協会「受託等業務に関する規則」、「会員の広告等に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(違反者に対する制裁)

第17条 前16条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては、社内規程に基づき懲戒を行うものとする。

(電子取引に関する特例)

第18条 電子取引については、『受託業務管理規則「OKACHI OASIS (オアシス)」用』を定め、適用するものとする。

(日本商品先物取引協会への届け出)

第19条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(付 則)

- (1) 本規則の制定及び改廃は取締役会の決議を経て行なうものとする。
- (2) 本規則は、平成20年6月9日より実施する。
- (3) 本規則の施行に伴い、受託業務管理規則(平成20年3月7日実施)は、これを廃止する。

⑥ 受託業務管理規則（電子取引）「OKACHI OASIS（オアシス）用」

（目 的）

第1条 この規則は、健全性の原則に基づき電子取引（ホームトレードシステム「OKACHI OASIS（オアシス）」以下「OASIS」という）を利用して商品先物取引を委託する者（以下「委託者」という）からの取引受託に際し、ルールへの遵守と委託者の主体性を尊重した適正な業務の遂行と委託者の保護育成を図るために、受託業務の運営および管理について必要な事項を定める。

（管理体制）

- 第2条 当社は、以下の管理組織を制定し、受託業務の適正なる運営とその責任の所在を明確にする。
- 2 受託業務に係る総括管理および管理担当班の職務の統括調整を総括管理責任者が行なうものとし、その補佐のため副総括管理責任者を置くものとする。
 - 3 管理本部を東京支店に設置し、管理担当班の構成および責任者は、つぎのとおりとする。
 - (1) 総括管理責任者は取締役管理本部長とし、副総括管理責任者は東京支店管理部長とする。
 - (2) 管理部長他数名 顧客サービス室 2名以上
 - 4 副総括管理責任者（東京支店管理部長）は、総括管理責任者の不在の時は第2条2項に定める職務を代行するものとする。

但し、副総括管理責任者が総括管理責任者の職務を代行したときは、速やかに総括管理責任者の点検を受け承認を得るものとする。
 - 5 委託者からの取引等に係る疑義、相談等については、管理部（顧客サービス室）を窓口として早期解決に努めるものとする。
 - 6 総括管理責任者は、社内管理措置の遂行状況、遵守状況について取締役会に報告し、改善を要すると認められる事項がある場合には、取締役会の決議を経て具体的改善措置を講ずる。

（商品先物取引不適格者の参入防止）

- 第3条 顧客が次の各号の一に該当する者に対しては、商品先物取引の受託を行なわないこととする。
- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害者の認められる者。
 - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
 - (3) 破産者で復権を得ない者
 - (4) 元本欠損、又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者。
 - (5) その他商品先物取引を行なう適格性に欠けると認められる者。
- 2 取引期間中に新たに不適格者（これと同等の取扱いを要する者を含む。）に該当することが判明した場合は、速やかに委託者にその旨を通知し、新たな建玉を受託しないものとする。

（説明義務）

第4条 「OASIS」の受託をするに当たっては、事前交付書面（受託契約準則と商品先物取引—委託のガイド、電子取引に関するお取り決め）を交付（インターネットを介して電磁的方法で代替できる）し、取引の仕組みおよび損失のリスク等、事前交付書面記載事項について熟読させ、顧客の責任と判断において取引を行なうことについて顧客に十分な自覚を促したうえで参加を求めることとする。

なお、理解の確認については、まず、(1) について、理解の確認を書面もしくは電磁的方法で代替して行い、その後 (2) のその他の事項について説明し、その理解の確認を書面もしくは電磁的方法で代替して行うものとする。

- (1) 商品先物取引の危険性（商品先物取引～委託のガイド～の2頁「太枠内」）について
 - ① 商品先物取引は証拠金取引であるため、取引の対象である総取引金額（約定値段等に取引単位の倍率と取引数量を乗じて得た額となります）は、現物の取引とは異なり（商品の種類や相場の動向にもよりますが）、取引に際して預託すべき取引証拠金の10～30倍程度の額となるので、相場の変動幅が小さくとも大きな額の利益又は損失が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引であること。
 - ② 商品先物取引は、商品先物市場の価格変動が予測に反して推移した場合には損失が発生する可能性があり、価格変動の幅が総取引金額からみて小さくとも証拠金からみると大きな額の変動となるため、その変動の幅によっては預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。
- (2) その他の事項
 - ① 取引証拠金等の制度、その種類、額及び発生のおしき等に関する事項。
 - ② 委託手数料の制度、その額及び徴収時期等に関する事項。
 - ③ 商品取引員の禁止行為に関する事項。
 - ④ その他「商品先物取引—委託のガイド」に記載されている事項。
- (3) 上記の説明及び理解の確認書面は、取引終了後3年間保存するものとする。

（取引意思の確認）

- 第5条 委託者の取引意思の確認は次により行なうものとする。
- 2 約諾書の差入れに先立ち、若しくは同時に口座開設申込書（以下、口座開設申込書とする）の差入れを受けるものとする。

但し、当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該委託者の承諾に関する事項について電気通信回線を通じて閲覧し、当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該委託者の承諾に関する事項を記録することにより、上記書類の徴収に代替することができる。
 - 3 売買注文を受けた際には、受注日時、受注内容（委託者が指示した事項）等について弊社OASISサーバー上に電子的に順次記録していくものとする。

（委託者の適格性審査のための判断措置）

- 第6条 不適格者の参入を防止するとともに、適格性の高い委託者の参加拡大を目指すため、顧客情報を的確に把握するための書面（口座開設申込書）を顧客に差入れを受けた上、管理部において審査状況を記載し、それに基づく顧客カードを作成するものとする。
- 2 口座開設申込書は、次の事項について顧客に記入を求めるものとする。
 - (1) 氏名、性別、年齢、生年月日、住所
 - (2) 家族構成
 - (3) 職業、役職、勤務先名、勤務先住所
 - (4) 年収（年収および年金等の収入がある場合はその金額）
 - (5) 流動資産（預貯金、株券、債券等）
 - (6) 商品先物取引の経験の有無（取引会社名、取引期間、投下資金額）
 - (7) 金融先物取引の経験の有無（取引会社名、取引期間、投下資金額）
 - (8) 証券取引等の経験の有無（現物、信用、取引会社名、取引期間、投下資金額）
 - (9) その他、当社が必要と認めた事項
 - 3 当社は、商品先物取引不適格者の参入を防止するため、口座開設申込書ならびに顧客カードによる顧客の申告により顧客の適格性の審査を厳正に行うものとし、当該審査を終えるまでは顧客から取引証拠金等の預託、取引の注文は受けてはならない。また審査の結果、適格性を有しないと認められたときは口座開設を行なわないものとする。
 - 4 顧客の適格性の審査は、顧客の知識、取引経験、資産状況、受託契約を締結する目的等の属性を総合して判断を行なうものとし、その最終審査者は副総括責任者及び総括管理責任者とする。

- 5 「アンケート及び口座開設申込書」(または、それと同等な事項を電磁的なファイルに記録することで代替できる)が提出され(事前交付書面の交付および仕組み等説明済みのもの)、約諾書等の他書面(または同等の効力のあるもの)も含めて審査した結果、適合性に問題ないと判断したものについて、会員証を発行し、ユーザーIDならびにパスワードを発行するものとする。
- 6 第3項及び第4項の審査結果については、審査日、審査過程の記録を作成し、取引終了後5年間保存するものとする。

(顧客カード等の整備)

第7条 当社は、「OASIS」の顧客について、次に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、家族構成、住所および連絡先
 - (2) 職業、会社名、所属部署名、役職名および勤務先住所
 - (3) 資産(流動資産)、収入の状況(年収および年金等の収入がある場合はその金額)
 - (4) 商品先物取引および証券取引、金融取引、その他の取引の経験の有無
 - (5) 受託契約を締結する目的
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 顧客カードは、管理部担当者が口座開設申込書に基づいて所要の事項を記載し、記載の事項に変更がある場合にはその都度更新し、適切に管理するものとする。
 - 3 顧客カードおよび口座開設申込書は、全顧客分を管理本部が保管するものとする。

(管理担当班の職務)

第8条 管理担当班の職務は次のとおりとする。

- (1) 「顧客カード」、「口座開設申込書」の精査による顧客の適格性の審査ならびに受託の適否の判定。
- (2) 「顧客カード」の整備および顧客管理への活用。
- (3) 申出書の記録、整備。
- (4) 委託者からの苦情・紛争に対する適切な対応。
- (5) 過去に恣意的に紛争を多発した委託者の参入予防措置。
- (6) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙活動ならびに委託者の理解度を向上させるために必要な措置。
- (7) 不正資金の流入に関し、委託者の入金状況等を審査し、その流入防止に努めること。
- (8) 累積損金額が3,000万円以上の委託者への精査を行うものとする。ただし、当初申告流動資産が3,000万円以上の委託者を除く。
- (9) その他委託者の保護育成に必要と認められる事項。

(不正資金の流入防止措置)

第9条 当社は以下に規定する者からの受託に当たっては不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 銀行、郵便局、信用金庫、信用組合、証券会社、生保、損保会社、その他金融機関に従事する財務担当者
 - (2) 国、地方公共団体(農業、漁業の協同組合)その他、公益機関の財務担当者
 - (3) 民間企業等における財務担当者
- 2 受託の条件および制限等の説明
 - (1) 前項に規定する委託者からの取引を受託するに当たっては、自己資金の範囲内で取引をする旨の書面の差入れを受けること。
 - (2) 調査の開始の時期

当該委託者の1回の入金が1,000万円を超えるものがあつたとき、又は実質入金額の合計が2,000万円を超える入金があつたとき、当該委託者の資金について調査を開始する。

(3) 調査項目および調査記録の作成、保存

当該委託者の預託金の推移、建玉推移、損益勘定金の累計および精算状況、値洗差損益金の推移を日々調査し記録する。

尚、調査記録は管理担当者が作成し委託者ごとにファイルして10年保存する。

3 調査のための体制の整備と受託の制限

(1) 調査は管理部門（管理担当班等）が当たるものとする。但し、調査が困難と判断したときは興信所その他外部調査機関に委託する等資金調査に必要な措置を講ずるものとする。

(2) 調査においては当該委託者からの預託金は自己資金であること、投下資金の今後の見込額、および自己資金であることの申出書および、証明書類等の提出又は提示を求めるものとする。

この場合、当該委託者が当該証明書類等を提出又は提示をしない時は、その後の追加の取引証拠金の預託、及び取引の受託を禁止又は制限する等必要な措置を講ずることができる。

4 不正資金の流入が判明したときの措置

当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託があることが判明したときは、その後の入金は不正資金の入金の有無に係わらず受託しないものとし、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、取引が決済されたときは速やかに精算するものとする。

(広告等)

第10条 「広告等に関する管理規則」を定め、適用するものとする

(受託業務における禁止行為)

第11条 「OASIS」の受託にあたっては、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則および日本商品先物取引協会「受託等業務に関する規則」、「会員の広告等に関する規則」などに定める禁止行為をしてはならない。

(日本商品先物取引協会への届け出)

第12条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(付 則)

(1) 本規則の制定及び改廃は取締役会の決議を経て行なうものとする。

(2) 本規則は電子取引に限り適用するものとする。

(3) 本規則は、平成20年9月10日より実施する。

(4) 本規則の施行に伴い、受託業務管理規則（平成19年10月4日実施）は、これを廃止する。

⑦ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
352 名	76 名	133 名	295 名

⑧ 委託者に関する事項

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
3,609 名	908 名	3,009 名

⑨ 苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合い による解決	紛争 紛争処理機 関での解決	訴訟	苦情 相互に話し合 い中	紛争 紛争処理機 関で処理中	訴訟
当該年度に新 規に発生した 案件の件数 47 件	11 件	0 件	2 件	31 件	0 件	3 件
前年度から継 続している案 件の件数 89 件	45 件	4 件	12 件	12 件	0 件	16 件
合計 136 件	56 件	4 件	14 件	43 件	0 件	19 件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は、訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず、紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
6. (c) 表に記載する事案はこの表の件数には含まない。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 3件	0件	2件	0件	1件
前年度から継続している案件の件数 5件	0件	4件	0件	1件
合計 8件	0件	6件	0件	2件

(注) (c) 表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件	当該年度中の未解決案件
	訴訟	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 4件	3件	1件
合計 4件	3件	1件

(注) 双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 7件	7件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 7件	7件	0件	0件	0件

(注) 1.事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。

2.システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸借対照表
(平成21年3月31日現在) (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	25,332,183	【流動負債】	18,267,677
現金及び預金	5,368,988	未払金	554,453
預託金	1,150,000	未払費用	201,872
委託者未収金	273,888	未払法人税等	5,274
有価証券	1,850,830	受渡に係る預り金	434,330
保管有価証券	3,373,846	預り金	67,447
委託者先物取引差金	1,779,541	賞与引当金	2,000
商品	113	預り委託証拠金	16,533,350
未収入金	664,394	その他の流動負債	468,949
短期差入保証金	7,522,193		
短期貸付金	3,265,000		
その他の流動資産	144,062		
貸倒引当金	△ 60,675		
【固定資産】	6,715,705	【固定負債】	886,246
(有形固定資産)	659,163	長期預り保証金	203,151
建物	223,655	退職給付引当金	304,668
車両運搬具	25,795	役員退職引当金	285,536
器具備品	169,515	繰延税金負債	92,889
土地	240,196		
(無形固定資産)	242,026	【特別法上の準備金】	565,641
ソフトウェア	193,799	商品取引責任準備金	565,641
電話加入権	48,226		
		負債合計	19,719,566
(投資その他の資産)	5,814,515	(純資産の部)	
投資有価証券	2,423,156	【株主資本】	12,191,515
関係会社株式	1,367,934	資本金	1,000,000
出資金	74,200	資本剰余金	60
長期貸付金	676,394	資本準備金	60
長期預け金	203,151	利益剰余金	11,298,089
長期前払費用	1,985	利益準備金	250,000
長期差入保証金	1,594,871	その他利益剰余金	11,048,089
その他の投資	187,021	別途積立金	10,000,000
貸倒引当金	△ 714,200	繰越利益剰余金	1,048,089
		自己株式	△ 106,633
		【評価・換算差額等】	136,807
		その他有価証券評価差額金	136,807
		純資産合計	12,328,322
資産合計	32,047,889	負債・純資産合計	32,047,889

② 損益計算書

損益計算書
 自 平成20年4月 1日
 至 平成21年3月31日
 (単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
受取委託手数料	3,340,277	
売買損益	955,338	4,295,616
営業費用		
販売費及び一般管理費		4,490,571
営業損失		194,955
営業外収益		
受取利息及び配当金	205,555	
その他	64,633	270,188
営業外費用		
支払利息	963	
その他	89,395	90,359
経常損失		15,126
特別利益		
商品責任準備金戻入	227,515	
投資有価証券売却益	9,664	
固定資産売却益	248	
その他	5,783	243,212
特別損失		
固定資産売却損	10,031	
投資有価証券評価損	18,075	
その他	93,485	121,592
税引前当期純利益		106,493
法人税、住民税及び事業税	3,210	
法人税等調整額	509,469	512,679
当期純損失		406,186

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自 平成20年4月 1日

至 平成21年3月31日

(単位:千円)

	株 主 資 本								評価・換 算差額等	純資 産合 計
	資 本 金	資本 剰余金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計				
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
前期末残高	1,000,000	60	250,000	10,000,000	1,508,152	11,758,152	△29,659	12,728,552	374,401	13,102,953
当期変動額										
剰余金の配当					△53,876	△53,876		△53,876		△53,876
当期純損失					△406,186	△406,186		△406,186		△406,186
自己株式の取得							△76,974	△76,974		△76,974
株主資本以外損失の項目の当期変動額(純額)									△237,593	△237,593
当期変動額合計	-	-	-	-	△460,063	△460,063	△76,974	△537,037	△237,593	△774,630
当期末残高	1,000,000	60	250,000	10,000,000	1,048,089	11,298,089	△106,633	12,191,515	136,807	12,328,322

④ 【重要な会計方針に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純 資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により 算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ	時価法
--------	-----

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法 但し、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）につい ては、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物10 年～50年であります。
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能 期間（5年）に基づいております。

4. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当期損益として処理しております。

5. 引当金及び特別法上の準備金の計上理由及び計算基礎

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を、発生事業年度の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 役員退職引当金

役員退職給与の支給に備えるため、役員退職金に関する支給内規に基づく期末要支給額を計上しております。

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

6. その他

(ア) 消費税の会計処理方法

税抜方式によっております。

(イ) リース資産

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス、リース取引については従来、賃貸借取引に係る方式に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる損益に与える影響はありません。

(追加情報)

当事業年度より「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(単位：千円)

担保に供している資産		担保に係る債務	
種 類	期末帳簿価額	内 容	期末残高
定期預金 (注1)	2,530,255		
有価証券 (注2)	1,470,540		
投資有価証券 (注1)	1,224,801	—	—
関係会社株式 (注2)	208,288		
計	5,433,885	計	—

(注1) 担保されている債務はありませんが、銀行取引について担保提供をしております。

(注2) 自己取引証拠金として(株)日本商品清算機構に差し入れております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 590,947千円

3. 保証債務 子会社の銀行借入金に対する保証

Okachi (Hong Kong) Co., Ltd	86,400千円
Okachi (Malaysia) Sdn. Bhd	161,400千円

4. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	1,916,991千円
長期金銭債権	1,677,015千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高		
営業取引	支払家賃	374,292 千円
	派遣料及び出向者給与	1,710,130 千円
営業取引以外の取引	資金の貸付	1,128,000 千円
	受取利息	23,275 千円
	その他	8,474 千円

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	3,534%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	1,289%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	1,232%
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	38%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	59%
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	152%
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	138%

平成21年7月24日

岡地株式会社

平成21年3月期年次情報開示資料の訂正について

弊社が開示しております年次開示資料につきまして、記載に誤りがありましたので、以下のとおり訂正いたします。

【訂正箇所】

7ページ 財務の概要 (b)純資産額

(正)	(誤)
12,696,781千円	12,893,963千円

31ページ 財務比率 (b)純資産額資本金比率

(正)	(誤)
1,269%	1,289%

(f)負債比率

(正)	(誤)
151%	152%

以上